

教員紹介

氏名	松戸 浩	担当科目	公法理論の展開
略 歴			
出身地	神奈川県横浜市		
出身大学	1995年 東北大学法学部卒業 1997年 同大学院法学研究科博士前期課程修了		
取得学位	修士（法学）		
職 歴	1997年 東北大学法学部助手 2001年 愛知大学法学部講師 2003年 同助教授 2004年 広島大学大学院社会科学研究所助教授 2007年 同准教授 2009年 大阪市立大学大学院法学研究科・法学部准教授 2015年 立教大学法務研究科教授 2020年 立教大学法学部教授		
在外研究歴			
社会貢献等			
主要研究業績等			
主 緒 等	<p>主論文</p> <p>行政組織編成と立法・行政間の権限分配の原理(一～四・完)法学(第一法規)65巻2号37頁以下、3号42頁以下、愛知大学法経論集(一誠社)157号41頁以下、158号1頁以下(2001～2002年)</p> <p>事務配分規定成立の経緯(一～三・完)愛知大学法経論集(一誠社)160号1頁以下、162号39頁以下、164号33頁以下(2002～2004年)</p> <p>行政指導の法的根拠(一～三・完)広島法学(山脇印刷)29巻4号1頁以下、30巻2号27頁以下、3号47頁以下(2006～2007年)</p> <p>制定法に於ける事務配分単位の変容とその意義—所謂「分担管理原則」の影</p>		

	<p>響一(一～二・完)広島法学(山脇印刷)31 卷 1 号 97 頁以下、2 号 113 頁以下 (2007 年)</p> <p>行政立法と法律の根拠——法律の法規創造力の原則の意義、広島法学 32 卷 2 号 (2008 年)</p> <p>条例制定と取消訴訟 (平成 21. 11. 26 最高一小判)、法学教室 366 号 別冊判例セレクト 2010 [2] (2011 年)</p> <p>公立学校教育職員の時間外勤務と設置者の国家賠償責任の成否 (平成 23. 7. 12 最高三小判)、ジュリスト 1440 号 (2012 年)</p> <p>公共組合と公権力の行使(一)(二・完)、法学雑誌 60 卷 3・4 号、61 卷 1・2 号 (2014 年)</p> <p>国家の役割の変化と公法学、グローバル化と社会国家原則(信山社) (2015 年)</p> <p>訓令・職務命令の服従義務、立教法務研究 9 号(2016 年)</p> <p>「行政主体」の多様化と裁判所による統制(1、2 完)、立教法学 95 号、99 号 (2017、2018 年)</p> <p>特別の利害関係を有する理事が加わってされた漁業協同組合の理事会の議決の効力(平成 28, 1, 22 最高二小判)、ジュリスト 1505 号 (2017 年)</p> <p>行政組織法の課題、行政法研究 20 号 (2017 年)</p> <p>行訴法 10 条 1 項による主張制限、別冊ジュリスト 212 号 行政判例百選 II (第 7 版) (2017 年)</p> <p>法治主義と拡張的解釈、法学教室 477 号 (2017 年)</p> <p>行政官庁理論、法学 81 卷 6 号 (2018 年)</p> <p>演習、法学教室 451-62 号(2018-19 年)</p> <p>裁量基準の拘束力、立教法学 103 号(2020 年)</p> <p>地方公共団体の出訴資格、大貫=神橋=松戸=米田編『行政法理論の基層と先端』(2022 年)</p> <p>行訴法 10 条 1 項による主張制限、別冊ジュリスト 261 号 行政判例百選 II (第 8 版) (2022 年)</p> <p>大橋編、原田=田代=土井=野田=大脇=松戸=飯島共著『災害法』(2022 年)</p> <p>政府対応と法律の根拠、公法研究 84 号(2023 年)</p> <p>外部法と内部法の「はざま」、法律時報 96 卷 6, 8 号(2023 年)</p> <p>外国人の公務就任権、別冊ジュリスト 266 号 地方自治判例百選(第 5 版)(2023 年)</p> <p>公務員の任用行為の法的性質、法学雑誌 70 卷 3・4 号(2024 年)</p> <p>感染症対策と法律の根拠、立教法学 111 号(2024 年)</p>
--	--